

**第9回久留米市水道料金制度審議会
会議資料「答申書案」**

平成19年 月 日

久留米市企業管理者
稲益 富支典 様

久留米市水道料金制度審議会
会 長 西土 純一

本市水道事業における今後の望ましい
水道料金制度のあり方について（答申）

平成18年6月29日付けで当審議会が諮問を受けた標記の件について、別紙のとおり答申する。

**第9回久留米市水道料金制度審議会
会議資料「答申書案」**

久留米市水道事業における今後の望ましい
水道料金制度のあり方について（答申）

平成19年5月 日

久留米市水道料金制度審議会

久留米市水道料金制度審議会委員

会 長	西 土	純 一
副 会 長	樋 口	明 男
	石 丸	茂 夫
	岩 崎	フミ子
	大 崎	憲 一
	亀 川	正 司
	川 村	安 正
	古 賀	和 典
	霧	真紀子
	鶴 田	榮 子
	中 園	和 行
	柳 尾	和 枝
	藤 田	桂 三
	松 永	恵美子
	森 光	佐一郎

目 次

1	はじめに	1
2	水道事業をとりまく状況について	1
	(1) 一般家庭用	1
	(2) 事業所用	2
3	各地区の水道料金制度について	2
	(1) 旧久留米地区	2
	(2) 城島・三潴地区	2
4	料金制度の統一について	3
	(1) 2部料金制	3
	(2) 口径別基本料金制	3
	(3) 基本水量制	3
	(4) 逡増型従量料金制	3
5	加入金制度について	5
6	むすび	5

1 はじめに

平成17年2月5日、久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の1市4町による合併が行われ、人口30万都市として、更に平成20年4月には中核市移行を目指す新久留米市が誕生した。

水道事業については、久留米市企業局が城島町及び三潴町の水道事業を統合することとなったが、料金制度については根本的な制度の違いから、合併協議会において「現行の料金体系を継続し、合併後3年を目処に統一に向けた調整を行う」と決定された。

このような背景のもと、本審議会は平成18年6月29日に「本市水道事業における今後の望ましい水道料金制度のあり方について」諮問され、以来、他事業者の事例調査を含め精力的に審議を重ねてきた。

その結果、意見の集約を得ることができたので、次の通り答申する。

2 水道事業をとりまく状況について

近年、水道の使用量は全国的にみても減少傾向にある。その要因として、各家庭における節水意識の浸透とそれに基づく節水型機器の普及、飲料水としてのボトルウォーターの購入などの生活様式の変化、核家族化の進行による1世帯あたり使用水量の低下等が挙げられる。また工場や事業所においても、景気の低迷による経費節約上から節水努力が行われたり、地下水ビジネスの台頭によって水道水から地下水への転換が行われたりしている。これらは、いずれも料金収入の減少という形で水道事業経営を圧迫している。

更に、かつて増え続けた水需要に対応するべく増強された設備は、経年劣化に伴う更新の時期を迎えつつあり、良質な水志向に伴う水質向上への経費と相まって、水道事業に係る費用は年々増加せざるを得ない。

上記のような状況は久留米市においても例外ではなく、平成8年度をピークとして有収水量は右肩下がりの傾向が続いている。そこで、本審議会はまず一般家庭と事業所とに分けて現状を確認することとした。

(1) 一般家庭用

有収水量については平成10年までは増加傾向にあったが、以後は横ばいないし微減の状況である。1戸あたりの使用水量も年々減少しているが、調定件数の伸びにより全体としての調定金額は増加している。単身世帯や核家族の増加といった社会情勢の変化が調定件数の増加原因であり、節水意識の向上や節水型機器の普及が1戸あたり有収水量の減少原因と考えられる。

(2) 事業所用

有収水量については平成2年度をピークとし、平成8年度にも増加しているが、その後は一貫して減少傾向が続いている。調定件数は年々増加しているが、調定金額は平成7年度から8年度に増加するものの、以後は減少している。調定件数の増加にも拘らず調定金額が減少しているのは、口径50mmの増加以上に口径75mmが減少しているため基本料金収入が減少したこと、景気低迷によって節水努力が行われたこと、地下水ビジネス業者の参入によって大口利用者の1調定あたりの金額が落ちこんだこと、が主な原因である。

3 各地区の水道料金制度について

合併協定により、城島地区及び三瀨地区におけるメーター使用料の徴収廃止や、家庭用の基本水量を旧久留米地区の基準に合致させる等の調整が行われたものの、依然として3種類の料金体系(但し、区分と金額に相違はあるものの、城島地区と三瀨地区は同一料金体系)が混在している。

(1) 旧久留米地区

- ・基本料金と従量料金による2部料金制
- ・使用口径により基本料金が異なる口径別料金制
- ・使用水量により1m³あたりの単価が段階的に高くなる逡増型料金制
- ・基本水量制の採用

(2) 城島・三瀨地区

- ・基本料金と従量料金による2部料金制
- ・使用用途により基本料金が異なる用途別料金制
- ・使用水量に対し1m³あたりの単価が変わらない均一型料金制
- ・基本水量制の採用

旧久留米地区は口径別基本料金制でかつ逡増型従量料金制を採用しており、使用水量が増えるにつれて単価が高くなるため負担が増大する、との垂直的公平性に沿った料金体系になっている。

他方、城島・三瀨地区は、用途別基本料金制でかつ均一型従量料金制である。こちらは水の使用量に関係なく同一単価の従量料金が適用されるから、水平的公平性の考えに基づいた料金体系といえる。

4 料金制度の統一について

本審議会はこのような現状を確認した後、次の4つの論点に絞って議論を進めた。

(1) 2部料金制

装置産業といわれる水道事業では、施設・設備に係る固定費が給水原価の大部分を占めている。これは水の供給量と関係なく発生する費用であるから、その回収のためには安定的な収入を確保する必要がある。したがって、水の使用量に拘らず水道利用者として一定の負担をすべきであり、従量料金のみで回収するのは適当でない。更に、定額料金のみによる1部料金制では使用量の多寡が料金に反映されず、負担の公平性から疑問が多い。

以上の理由により、固定費を安定的に回収する基本料金と、使用量に応じた従量料金とを組み合わせた2部料金制が合理的である。

(2) 口径別基本料金制

用途別基本料金制は、用途及び設定単価の区分基準が不明確な場合や、恣意的判断が働く可能性が生じる。これに対し、口径別基本料金制は使用口径が区分基準となるため、口径に応じた費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保でき、利用者の理解は得られやすい。

(3) 基本水量制

水道普及率が100%に近づき、生活環境も一定水準に達した今日、水道の普及促進や公衆衛生の向上という政策的目的で導入された基本水量制の意義は薄れてきているといつてよい。加えて、口径13mm及び20mmにおける基本水量10m³以内の利用者が40%前後ある中で、使用量の多寡が料金に反映されないとの問題点もある。更に、環境に対する意識が求められている社会状況からして、水も限りある資源であるとの観点に立って、1m³から料金を賦課することで節水へのインセンティブが働く余地も期待できる。

以上によって、本審議会は基本水量制を廃止するのが妥当と判断する。但し、これには生活用水を低廉に抑えよとの目的もあったことから、従来の基本水量に係る部分を従量料金において考慮すべきである。

(4) 逡増型従量料金制

均一型従量料金制は、大口利用者用の巨額の設備投資を小口利用者も負担しなければならないため、生活用水を低廉に抑える目的に反する。また、節水インセンティブも逡増型に比べると働きにくい。生活用水への配慮は

現在の需要実態からみればまだ必要であり、小口利用者の負担が大きくなる均一型より逓増型従量料金制が望ましい。

なお、逓増逓減型従量料金制についても検討した。これは大口利用者の水道離れをある程度抑制する効果は期待できる反面、恩典が得られるのは大口利用者に限定されること、また、城島・三瀨地区の中・大口利用者に旧久留米地区の逓増料金を適用した場合、大幅な負担増となることが懸念されるので、逓増型の中で単価を引き下げた方が負担の公平性の観点から適当と考える。

ところで、旧久留米地区の最低単価と最高単価の比を表す逓増度は4.33倍になっている。中核市及び同候補市42市の平均は2.60倍にすぎず、旧久留米地区の倍率は最高位にランクされる。大口利用者の水道離れを食い止めるため逓増度を緩和し、地下水ビジネスに対抗できる程度の最高単価とすべきである。

次に、給水原価と最低単価の比率を口径13mm でみると、中核市等の平均が0.65倍、単価が1,066円であるのに対し、旧久留米地区はそれぞれ0.43倍、750円と割安になっている。口径13mm は生活用水であるため、料金を政策的に低廉にしてきた経緯は理解できるが、原価割れ分を大口利用者に転嫁してきた構図が崩れつつある現状では、中核市等の平均値より低い範囲内で若干の値上げはやむを得ないと判断する。

これに対し口径20mm では、1カ月に基本水量の10^mを使用した場合の単価は、中核市等の平均が1,426円であるのに対し、旧久留米地区は1,200円、城島地区は1,314円、三瀨地区は1,371円である。今後はこの口径が生活用水の主流となる状況を踏まえると、旧久留米地区の料金で統一するのが妥当である。

上記の論点を整理した結果、本審議会が望ましいと考える料金体系は次の通りである。

基本料金と従量料金からなる2部料金制の下で、基本料金については口径別料金制を採用する。

基本水量は廃止するが、従来の基本水量部分が生活用水であり料金を低廉に抑えてきた経緯に鑑み、これによって大幅な値上げとならないよう配慮する。

また、口径20mm 及び25mm の利用者に対しては、基本水量の廃止に伴って値上げにならないよう基本料金を調整する。

従量料金は逓増制を採用することとし、逓増度は2.6倍から3倍程度の範囲に収まるよう緩和する。

5 加入金制度について

加入金制度も、合併協議会において「現行どおりとし、料金体系統一時に統一する」とされていた。

城島地区及び三潁地区では、上水道事業開始前後に設備の拡充整備に多額の投資が必要となり、その財源として加入金制度が導入され、合併後も運用されている。これに対し、旧久留米地区では皆水道を目標に普及率の向上が優先され、導入は見送られてきた。

全国の水道事業者の77.5%、中核市等に限れば95.2%が加入金制度を採用している現状をみれば、これがほぼ一般的な制度として受け入れられているといえよう。また、旧久留米地区の水道普及率が98.5%に達している以上、皆水道を目指した政策的配慮はその役割を終えている。

今後、水道使用量と料金収入の大幅な伸びが期待できないのは明白である。他方で、良質な水を安定的に供給するための施設整備は、維持更新も含めて継続的に行う必要があるが、その財源を考えた場合、加入金制度の採用は財政基盤の健全化に大きく寄与すると判断する。なお、その金額は城島地区・三潁地区の現行金額が目安となろう。

6 むすび

本審議会は、合併による制度の不均衡の解消を課題として設置された。約1年にわたり、消費者ニーズの変化、節水意識の浸透、地下水ビジネスの台頭による大口利用者の水道離れ等、水道事業をとりまく厳しい社会状況を考慮して、新久留米市にふさわしい水道料金体系を提案すべく、各委員の見識に基づいた真剣な議論を重ね、今回の答申に至ったものである。

久留米市企業管理者におかれては、本答申を最大限に尊重され、新料金制度の構築に尽力されることを要請する。